

(東日本大震災復興特別委員会)

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案(第百七十七回国会参第一二号本院提出)(衆

議院送付)要旨

本法律案は、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資するようになるため、対象事業者に対し、債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とする法人として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(以下「機構」という。)を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構の組織・体制

1 機構は、主務大臣の認可により一を限って設立する株式会社とし、預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構を通じて国等による資本金の組成を行う。

2 機構の資金借入れ等について、政府保証を付することができる。

二、対象事業者

再生支援を受けることができる対象事業者は、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者（農林水産業者、医療法人等を含む。）であつて、被災地域において債権者等と協力してその事業の再生を図ろうとするものとする。

三、機構の業務

1 機構は、支援決定を行った対象事業者に対して、リース業者を含む金融機関等が有する債権の買取り、資金の貸付け、債務保証、出資、専門家の派遣等により、その事業の再生を支援する。

2 機構は、原則として、機構成立の日から五年以内に支援決定を行うとともに、支援決定から十五年以内に事業者に対する再生支援を完了するよう努める。

3 再生支援の決定等を行うに際して従うべき支援基準を主務大臣が定めるに当たっては、できる限り多くの事業者に再生の機会を与えることとなるよう適切に配慮するとともに、東日本大震災復興基本方針等との整合性に配慮しなければならない。

四、施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。

なお、本法律案については、第七十七回国会において参議院で修正が行われ、今国会において衆議院で、機構の業務に関する事項、買取価格等に関する事項、債権の管理及び処分に関する事項、政策金融機関の協力に関する事項、産業復興相談センター及び産業復興機構との連携に関する事項等についての修正が行われた。